

合法性等の証明に係る事業者認定実施要領

日本複合・防音床材工業会
制定 平成18年6月2日

第一 目的

本実施要領は、当工業会の「違法伐採対策に係る自主的行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性等の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、フローリングの合法性等の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「事業者認定申請書」を当工業会へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当工業会は、本実施要領に基づく事業者の認定のための審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は技術委員会が行うものとする。
技術委員会は、提出された「事業者認定申請書」の内容について書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 当工業会は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性等が証明されたフローリング（以下「証明材」という。）とそれ以外

のフローリング（以下「非証明材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。

②入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

③証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④関係書類（証明書を含む）を3年間保存すること。

（責任者の選別）

⑤分別管理及び帳票管理の責任者が、それぞれ1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当工業会は認定事業者に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明書の発行

- 1 認定事業者は証明材の出荷に当たって、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書の様式は、別記3で定める「フローリングの合法性等証明書」、又は既存の納品書等に別記3と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。
- 3 梱包等への表示等により証明書の発行に代えることができる。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性等の証明されたフローリングの取扱実績報告」により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年4月末までに、当工業会へ報告する。
- 2 当工業会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を必要に応じて公表する。

第九 立ち入り検査

当工業会は、必要に応じて認定事業者による証明材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通

知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当工業会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当工業会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当工業会は、認定を取り消したときは別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年10月1日から施行する。